

海老名市イメージキャラクター使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、海老名市イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（設定）

第2条 この要領においてキャラクターとは次のとおりとする。

（1） 名称は、「えび〜にゃ」とする。

（2） デザインは、別図1に掲げるイラスト（イラストから作製した立体物を含む。以下同じ。）及びこれを展開したものとする。

（3） 写真は、別図2に掲げるものとする。

（4） 設定は、別表のとおりとする。

（著作権）

第3条 キャラクターの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、海老名市に帰属する。

（使用の申請）

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、キャラクターを使用する開始日の7日前までに、海老名市イメージキャラクター使用承認申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1） 市の機関が使用するとき。

（2） 国及び地方自治体が広報の目的で使用するとき。

（3） 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 申請者が撮影したキャラクターの写真を、商用目的以外で使用する時。

(5) 著作権法で認められている私的使用の範囲で使用する時。

(6) その他、市長が適当と認めた時。

2 申請時には、見本（サンプル、イメージ図等）を添えて提出するものとする。

（使用の承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査を行い、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。ただし、市長はキャラクターのデザイン統一のため、申請された見本の修正を求めることができる。

(1) 海老名市の品位やキャラクターのイメージを損なうおそれのある時。

(2) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのある時。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある時。

(4) キャラクターに変形（縦横比の変更、著しいデザインの改変等）をおこなう時。

(5) その他、市長がキャラクターの使用について不適当であると認める時。

2 市長は、前項の規定により使用を承認する場合、海老名市イメージキャラクター使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し、条件を付することができるものとする。

（使用期間）

第6条 キャラクターの使用期間は最長で2年度間とする。

2 使用期間を更新する場合には、使用期間満了日の2か月前から

7 日前までの期間に、海老名市イメージキャラクター使用承認申請書により市長に申請し、承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第 7 条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 承認された用途のみに使用すること。

（２） 「海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ」の表記を商品・包装・広告等に必ず付すこと。ただし、スペース等の関係で、表記を付すことが困難な場合は、「えび〜にゃ」又は「©海老名市」等の表記をもって代えることができる。

なお、市長が認めた場合はこの限りでない。

（３） 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（４） その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（見本の提出）

第 8 条 使用者は、キャラクターを使用した完成品の見本を 1 部市長に提出するものとする。ただし、見本の提出が困難な場合には、完成品の写真の提出をもって見本の提出に代えることができる。

（承認内容の変更）

第 9 条 使用者が、承認された内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、海老名市イメージキャラクター使用変更承認申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容について審査を行い、第 5 条第 1 項のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

3 市長は、前項の規定により使用を承認する場合、海老名市イメージキャラクター使用変更承認通知書（第 4 号様式）により申請

者に通知するものとする。

4 市長は、承認に際し、条件を付することができるものとする。

（承認の取消）

第 10 条 市長は、使用者が、第 7 条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後のキャラクターの使用を承認しない。この場合において、使用の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、海老名市イメージキャラクター使用承認取消通知書（第 5 号様式）により使用者に通知する。

3 市長は、承認を取り消した者に対し、キャラクターを使用した物品等の回収を命じることができる。

（地位の継承）

第 11 条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を継承することができる。

（使用者の責任）

第 12 条 キャラクターの使用により、使用者が被った被害又は第三者に対して損害若しくは損失を与えたときは、使用者が責任を負う。

（報告等）

第 13 条 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（補則）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

《平成 23 年 2 月 10 日制定》

《平成 25 年 2 月 26 日一部改正》

《平成 26 年 7 月 1 日一部改正》

《平成 29 年 4 月 18 日一部改正》

《令和 3 年 7 月 1 日一部改正》

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

海老名市イメージキャラクター使用承認申請書

海老名市長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

海老名市イメージキャラクターの使用について、海老名市イメージキャラクター使用取扱要領第4条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

使用概要 (対象・物品名等)	
使用目的	☐ 販売 ☐ 配布 ☐ 掲示・掲載 ☐ その他 ()
使用期間 (使用期間開始日を含む2年度間以内)	年 月 日 ～ 年 月 日
作製数量	
担当者連絡先	氏 名 : 住 所 : 電話番号 : E-Mail :
見本提出	☐ 完成品 (サンプル) ☐ 写真 (イメージ画像)
備考	<u>□配布・発行等にあたり有料広告を用いている</u> ※該当の場合、企画書等内容が確認できる資料の提出をお願いいたします。

※販売する場合のみ記入。

商品の名称	
販売価格 (税込)	
販売場所	
購入希望業者への連絡先の公開	☐ 承諾します ☐ 承諾しません

海老名市イメージキャラクター使用承認（不承認）通知書

殿

海老名市長

年 月 日付けで申請のありました海老名市イメージキャラクターの使用について、海老名市イメージキャラクター使用取扱要領第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。また、使用にあたっては同要領第7条に定める事項を遵守すること。

記

承認番号	
使用概要	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
作製数量	
不承認理由	
特記事項	

年 月 日

海老名市イメージキャラクター使用変更承認申請書

海老名市長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者

海老名市イメージキャラクターの使用について申請内容を変更したいので、海老名市イメージキャラクター使用取扱要領第9条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

承認番号	
使用概要	
変更内容	
変更理由	
担当者連絡先	氏 名 : 住 所 : 電話番号 : E-Mail :

第4号様式（第9条関係）

海○収第○○号
年 月 日

海老名市イメージキャラクター使用変更承認通知書

殿

海老名市長

年 月 日付けで申請のありました海老名市イメージキャラクターの使用変更について、海老名市イメージキャラクター使用取扱要領第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

承認番号	
使用概要	
変更内容	
特記事項	

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

海○発第○○号
年 月 日

海老名市イメージキャラクター使用取消通知書

殿

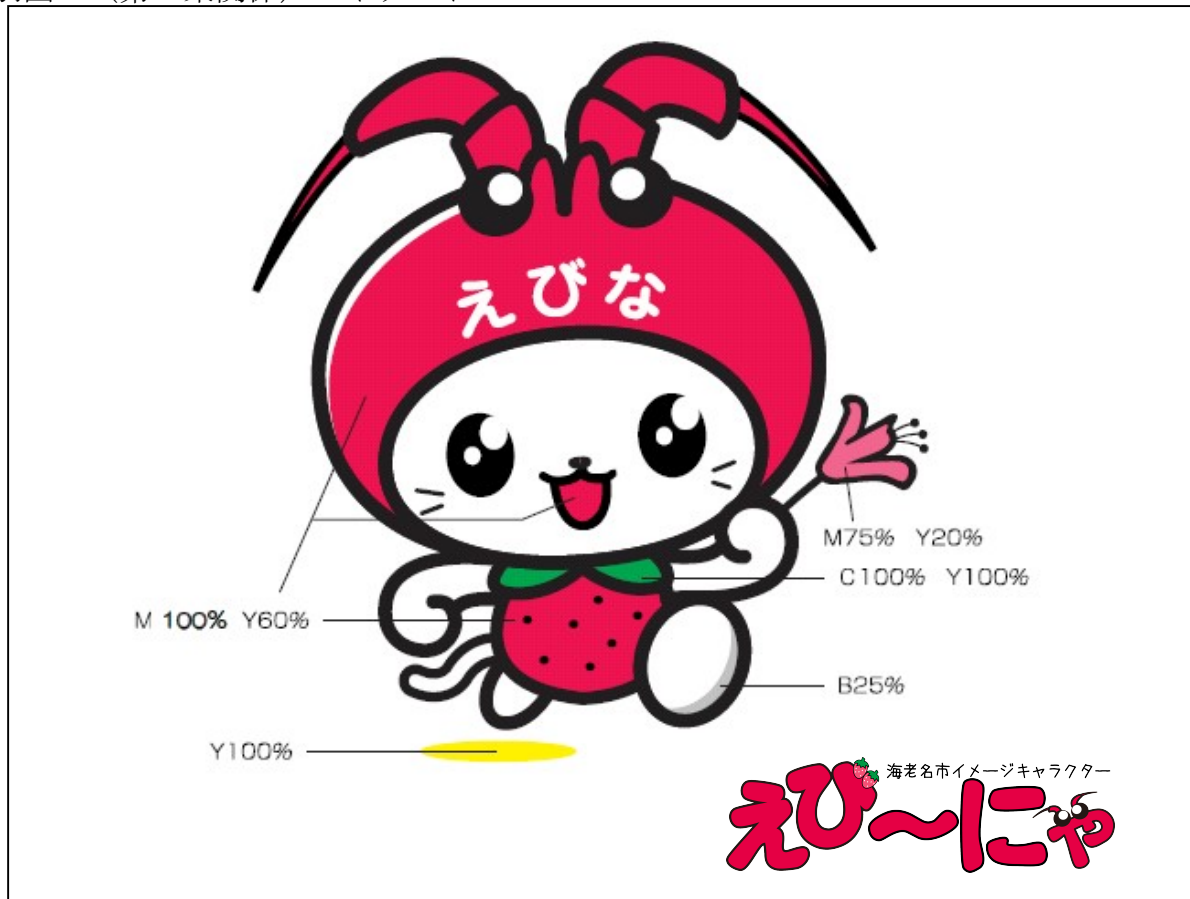
海老名市長

海老名市イメージキャラクターの使用承認について、下記の理由により取り消します
ので、海老名市イメージキャラクター使用取扱要領第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、
その旨通知します。

記

承認番号	
使用概要	
取消しの理由	
取消しに伴う指示	

別図 1（第 2 条関係） イラスト



別図 2（第 2 条関係） 着ぐるみ写真



別表（第2条関係） 設定

キャラクター名	設定
えび～にゃ	市制施行40周年を機に海老名市の魅力と元気を全国に発信するイメージキャラクターとして誕生。 頭は海老名市の「えび」、体は県内一の出荷量を誇るあま～い「いちご」をあしらった「ねこ」のキャラクター。 市の花「サツキ」を手に持ち、元気よくジャンプする姿は市の更なる発展、飛躍をデザインしています。 明るく元気、海老名市の子ども達が大好きで誰とでもすぐ仲良くなることが出来ます。 肩書き：海老名市イメージキャラクター 性 別：女の子 誕生日：2011年1月28日 出身地：海老名市 好きなこと：子ども達と遊ぶこと、お散歩 好きな色：いちごの赤

